

浜本小児科 病児保育室



利用可能時間 と 利用料金 について

平素より、利用者の皆様には当病児保育事業にご理解いただき有難うございます。

病児保育は徐々にではありますが、社会に認知されつつあります。今後の社会状況を考えると、病児保育の必要性は増してくるものと考えられます。しかし、病児保育というものには数々の課題も残されています。病児保育制度への批判の一つとして、「子どもが病気の時くらい親が仕事を休んで面倒を見ることはできないのか」というものがあります。

しかし、こういった意見は理想にすぎず、簡単に休暇をとれない雇用環境や企業の姿勢、仕事場の雰囲気といったハードルが存在することもまた現実です。更には、高熱や激しい咳などで苦しむわが子を目の前にして不安をふくらませるよりも、入院に準じた私ども専門のスタッフにお子さんをお預け頂いて、症状に応じた処置や治療を行った方がお子さんの健康の回復がどれだけ早まり、有意義な保育ができるかはご理解頂けるかと思えます。

ただ、病気の時に親から離れて過ごす不安や寂しさは、患児にとって小さなものではありません。でも、帰る時のお子さんの表情を見れば、病児保育所での一日が決して不愉快なものではなかったことはお解かり頂けると思えます。とはいいいながら、できることならば仕事に穴を開けることなく、可能な限り早めに仕事を切り上げて、お子さんのもとに戻られるようご努力くださることもお願い致します。

当病児保育室では平成 15 年の開所以来、利用者のご希望に沿って、利用時間に関係なく同一料金で運用してまいりました。しかし、規定以上の長時間保育は、保育所のスタッフの負担と拘束を増やし、それが保育所経営にも影響する結果となっています。病児保育事業を存続させるためには、皆様のご理解とご協力なくしては成り立ちません。

以上のような趣旨から、4月より保育時間は原則「9時間」とし、これをオーバーする分については、「30分につき500円」の割増料金を頂戴することと致します。

なにとぞご了解くださるようお願い申し上げます。